

規制改革ホットライン処理方針
 (令和7年12月19日から令和8年4月22日までの回答)

資料 1

働き方・人への投資 WG関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
科研費の応募・受入資格に関する柔軟性の向上と格差是正	対応不可	△	1
外国人居住者に対する義務教育の制度化と就学支援体制の整備	対応不可	△	2
38. 選挙供託制度の見直し	対応不可	△	3
39. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化	対応不可	△	4
定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い	対応不可	△	5
従業員等に対する事業者へのマイナンバー提供の義務化	【マイナンバー提供の義務化: デジタル庁】 対応不可 【法定調書に関するFAQ: 財務省】 現行制度下で対応可能	△	6

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月17日	回答取りまとめ日	令和8年1月21日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	科研費の応募・受入資格に関する柔軟性の向上と格差是正
具体的内容	<p>1. 若手研究者等の異動に伴う科研費管理の柔軟化 任期満了後の移行期間における前職機関での科研費管理継続を可能とする仕組みの導入を義務化する(例:立教大学「特定課題研究員」制度)。これにより、次年度の受け入れ先が未定でも採択された科研費を辞退せずに済む。</p> <p>2. 省庁における科研費受入・申請資格の拡大 「文部科学大臣が指定する機関」に国の行政機関(省庁)を追加し、政府職員となった研究者が科研費を継続して受け入れ、新規に申請できるようにする。</p> <p>これらの措置により、研究活動の中断リスクを低減し、政府による高度人材活用を促進し、ひいては科研費応募におけるジェンダー・キャリアによる格差是正に貢献する。</p>
提案理由	<p>1. 若手研究者の研究活動継続支援の強化 現行制度では、任期付きの若手研究者が科研費に採択されても、4月に次の受け入れ先が見つからない場合、交付を辞退せざるを得ない。これは、研究活動の中断リスクに直結し、任期付きポストに就く傾向の強い女性研究者のジェンダー格差を助長しかねない。大学間でも対応に格差があり、立教大学の「特定課題研究員」制度のように継続管理を可能とする例がある一方で、東京大学など同様の制度がない大学では辞退を余儀なくされます。科研費採択期間中、次年度の受け入れ先が未定の場合に限り、前職機関での科研費管理継続を認める「移行期間」の仕組みを導入すべき。これにより、若手研究者はポスト探しのプレッシャーから解放され、研究の継続性を確保できる。</p> <p>2. 政府による高度人材活用と科研費の公平なアクセス 政府は研究者などの高度人材の採用を進めているが、現行制度で「文部科学大臣が指定する機関」に省庁が含まれていないため、政府職員となった研究者は科研費の継続受入・新規申請が不可能。これは、せっかく優秀な人材が政策立案の現場に移っても研究を継続できず、キャリアの選択肢として省庁が選ばれにくくなる阻害要因となっている。</p> <p>省庁への資格拡大し、国の行政機関(省庁)を科研費の受入・申請資格を持つ機関として追加指定すべき。科研費採択経験者は研究者のなかでも上位30%と言われており、優秀な研究者の証であり、EBPM推進の観点からも、省庁内での彼らの活躍は重要である。この改正は、政府の高度人材活用を促進し、研究者の多様なキャリアパスを保障するとともに、申請資格の格差是正に貢献する。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	文部科学省
制度の現状	<p>「1. 若手研究者等の異動に伴う科研費管理の柔軟化」について 科研費は、公募要領等において示す「応募資格の要件」(下記参照)を満たす研究者が研究計画を構築し研究機関を通じて応募した上で、審査を経て採択された研究課題を当該研究機関の活動として実施する仕組みとしております。</p> <p>応募資格については交付申請又は支払請求の時点においても所属研究機関に対して確認を求めており、要件を満たしていない場合は当該研究課題を研究機関の活動として実施できないため、交付申請を辞退又は補助事業を廃止していただくこととしております。</p> <p>【応募資格の要件】</p> <p>① 応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること</p> <p><要件></p> <p>ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること</p> <p>イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)</p> <p>ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教授や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合は除く。)</p> <p>② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと</p> <p>【研究機関が満たすべき要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること ・科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと <p>「2. 省庁における科研費受入・申請資格の拡大」について 科研費における「研究機関」については科学研究費補助金取扱規程第2条に定義しており、学術研究を行う機関であることを前提としております。科研費では応募資格の要件を満たす研究者が研究機関の活動として学術研究を実施しますので、学術研究の実施を目的としない国の行政機関(省庁)は対象外となります。</p>	
該当法令等	<p>科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第3条</p> <p>学術研究助成基金の運用基本方針(平成23年4月28日文部科学大臣決定)3. 助成金の交付対象</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>「1. 若手研究者等の異動に伴う科研費管理の柔軟化」について ご提示の例のように、所属研究機関において任期終了後も科研費応募資格が認められ、所属研究機関が継続して科研費の管理を行うことで研究課題を実施できる場合は、現行制度においても補助事業を継続することは可能です。ただし、科研費応募資格の要件を満たすかどうかは所属する研究機関が個々の状況に応じて判断することとなりますので、科研費制度において一律に対応を定めることは困難です。</p> <p>「2. 省庁における科研費受入・申請資格の拡大」について 科研費は「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)の発展を目的とした競争的研究費制度であり、「研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者」が行う研究を対象としています。そのため、「研究機関」として指定する機関も学術研究を行う機関に限っております。なお、国の施設等機関のうち学術研究を行う機関については、所定の基準を満たすことにより科研費の研究機関として指定される場合もあります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

働き方・人への投資 WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月17日	回答取りまとめ日	令和8年1月21日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	外国人居住者に対する義務教育の制度化と就学支援体制の整備
具体的内容	外国人居住者に対しても、日本人と同様に義務教育を課す制度を導入する。特に永住権取得を見据えた長期滞在者やその子どもに対しては、就学を義務付けるとともに、公立学校では日本語教育支援を中心とし、外国語支援が必要な場合はインターナショナルスクール等の利用を促す。また、外国人労働者には一定の学歴および日本語能力要件を設け、日本社会への適応を促進する。
提案理由	現在、日本に居住する外国人には就学義務が課されておらず、特に子どもに対する教育機会の不均衡が生じている。教育を受けないまま成長することで、社会的孤立や治安の悪化、将来的な生活保護依存などのリスクが高まる。また、外国人労働者が増加する中で、日本語能力や基礎学力の不足が職場や地域社会での摩擦を生む要因となっている。 義務教育の制度化により、外国人の子どもが日本社会に適応しやすくなり、将来的な社会的統合が促進される。公立学校における日本語支援体制の強化は、教育現場の負担軽減にもつながる。外国語支援が必要な場合は、インターナショナルスクール等の利用を義務付けることで、教育の質を確保しつつ公的負担を抑えることが可能となる。また、外国人労働者に対して学歴・日本語能力の要件を設けることで、雇用の質が向上し、企業の生産性や安全性の向上にも寄与する。これにより、社会的コストの削減や地域の安定化、教育・福祉予算の効率的運用が期待される。
提案主体	個人

	所管省庁	文部科学省法務省
制度の現状	外国人(日本国籍を有しない者)に対しては、就学義務を課して我が国の初等教育を受けさせるのではなく、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」や「児童の権利に関する条約」等に基づき、希望する者に対し公立の義務教育諸学校への就学の機会を提供しています。また、外国人がインターナショナルスクールへ通学することについて規制はされていません。	
該当法令等	学校教育法第16,17条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>憲法第26条第2項、教育基本法第5条第1項の規定を受け、学校教育法第16条及び第17条には保護者にかかる就学義務が規定されています。義務教育の目的は、教育基本法において、国民である「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」とされています。すなわち、義務教育制度は国民各人が国民として我が国で生きる土台を形成するとともに国家及び社会の土台を形成する制度であるため、全ての国民が学齢期において、学習指導要領に沿った教育など義務教育制度の目的を達成するために必要な教育を受けられることが求められます。したがって、憲法第26条第2項によって保護者に課せられた子を就学させるべき義務は、その性質上、日本国民にのみ課せられたものというべきであり、外国人の子の保護者に対して課せられた義務ということとはできないものです。</p> <p>我が国の公立の義務教育諸学校への就学を希望する外国人に対しては、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」や「児童の権利に関する条約」等により、就学の機会を保障しているところです。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

働き方・人への投資 WG関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月17日	回答取りまとめ日	令和8年1月21日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	38. 選挙供託制度の見直し
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。それが難しい場合、供託金納付方法の電子納付への一本化を実現する。 また、暴風警報等が発令されている場合には、供託事務への対応を不要とすることを明確化する。
提案理由	<p>○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。</p> <p>— 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。</p> <p>○選挙の立候補届出日(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。</p> <p>○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める(届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。</p> <p>○昨年度要望に対し、総務省は「立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届出が事後的に却下されることとなるが、そのような取扱いは有権者等の混乱を生じるため、提案への対応は困難」と回答している。しかし、供託金は電子納付が可能であるほか、立候補希望者があらかじめ納付しているケースも多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店することは稀であり、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認めても影響は軽微と考えられる。</p> <p>○なお、上記の対応が難しい場合には、公的なコストを私企業である銀行に負担させている現状を改善する観点から、電子納付の普及状況を踏まえつつ、供託金の納付方法を電子納付へ一本化(日銀代理店での供託事務を廃止)することを検討いただきたい。</p> <p>○また、台風等で暴風警報等が発令されている場合でも、供託事務への対応のために出勤を余儀なくされる可能性がある。このような取り扱いは、行員の人命にも関わり得るものであるため、暴風警報等が発令されている場合には供託事務への対応は不要とすることを明確化いただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	総務省法務省
制度の現状	<p>立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うこととされており、その際、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされています。</p> <p>選挙の立候補届出日及び補充立候補締切日が休日に当たる場合、休日開庁する法務局につき、法務局本局若しくは地方法務局本局又は東京法務局八王子支局若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは当該法務局に、それ以外の法務局が指定されたときは当該法務局と取引のある日本銀行に現金で納付することとされています。</p>	
該当法令等	<p>公職選挙法 第86条、第86条の2、第86条の3、第86条の4、第92条</p> <p>公職選挙法施行令 第88条、第88条の3、第88条の5、第89条</p> <p>供託規則第18条、第20条</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>○「休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める」と及び「暴風警報等が発令されている場合には供託事務への対応は不要とすること」について</p> <p>公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面(供託書正本)の添付が必要とされています。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日間のみであり、供託がなされていることを確実に確認せずに立候補届出を受理すれば、上記の供託制度の目的が果たせなくなり、また、立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届出が事後的に却下されることとなりますが、そのような取扱いは有権者等の混乱を生じるため、提案への対応は困難と考えます。また、現在は真に当選を争う意思のある立候補者の多くが事前に供託を行っていることを前提としても、選挙運動期間中に立候補届出が事後的に却下されることを承知の上で売名目的の立候補をする者が出現することは抑止できないものと考えます。また、立候補届出期間に供託事務の対応を不要とした場合には、立候補届出期間である選挙の期日の公示日又は告示日に立候補の意思を有した者の立候補を制限することになると考えます。</p> <p>なお、選挙供託における電子納付及びオンライン申請の利用を推進するため、立候補予定者説明会等の機会において、立候補予定者等に対し、電子納付及びオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請しています。また、地方選挙のうち当該選挙において、法務局本局若しくは地方法務局本局又は東京法務局八王子支局若しくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは、日本銀行代理店における休日対応が不要となっています。</p> <p>○「供託金の納付方法を電子納付へ一本化(日銀代理店での供託事務を廃止)すること」について</p> <p>供託金の納付方法は、日本銀行への持参・払込みを原則的取扱い(供託規則第18条)としつつ、申請者の利便性を考慮して、大正から昭和中期までにかけて一部の供託所(52庁)で供託金受入れの特則(供託規則第20条)として現金取扱いを開始したものです。現在は、電子納付の方法によることも可能となっていますが、申請者の事情によっては電子納付の方法を採ることができない場合もあることから、現時点において電子納付に一本化することは困難です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

働き方・人への投資 WG関連

番号:4

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月17日	回答取りまとめ日	令和8年1月21日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	39. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化
具体的内容	・有事発生時における銀行店舗の臨時休業・業務再開等に係る手続き(行政庁への届出、公告、店頭掲示)を簡素化する。
提案理由	<p>○2019年10月の銀行法施行規則改正により、台風・地震・異常気象等によって、営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、臨時休業および業務再開の届出・公告・店頭掲示が不要とされた。</p> <p>○他方で、近年、国際政治の不安定化を背景に、国際的にミサイル発射やテロ等の有事が増加しており、日本においても、有事発生によって役職員や利用者に重大な危険を生じさせる懸念が高まっている。そのため、有事発生時にも、異常気象等発生時と同様に、臨時休業・業務再開等に係る手続きを簡素化いただきたい。</p> <p>○営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「有事」として、例えば、以下のケースを想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システム(Jアラート)が配信される近隣諸国からのミサイル発射 <ul style="list-style-type: none"> — 2023年、北朝鮮のミサイル発射に伴い、Jアラートが4回発出された。 ・国内でのテロや日本が関係する軍事衝突等の発生 ・原子力災害対策指針における全面緊急事態 ・1類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)のパンデミック 等 <p>○昨年度要望に対して、金融庁は、「対応不可」と回答しているが、行員の人命にも関わり得るものであるため、引き続き検討いただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業するときは、その旨を届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った事務所が業務を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	
該当法令等	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第2項第5号、第5項第2号、第6項第2号	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	銀行の店舗を臨時休業・営業再開する際に、届出・公告・店頭掲示の手続きが必要とされているのは、銀行の業務の高い公共性を踏まえたものであり、その手続きを簡素化することは、慎重に検討する必要があるところ、直ちに措置することは困難です。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

働き方・人への投資 WG関連

番号:5

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年12月17日	回答取りまとめ日	令和8年1月21日
-----	-------------	------------	----------	-----------

提案事項	定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い
具体的内容	<p>・定年延長等に伴う確定給付企業年金の受給開始時期の変更は、法令上、多くのケースにおいて給付の額の減額に該当することから、規約変更時に給付減額の同意手続が必要となる。今般一定の要件を満たした場合減額として取り扱わないことを可能とする法令解釈通知案を受領しているが、以下の場合についても同様の対応を可能とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> －給付の名目額の増減がない場合 －労働組合がない場合
提案理由	<p>・確定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付の額の減額に該当することから、労働組合や加入者等の煩雑な同意手続が必要となるが、高齢期の雇用の拡大を推進する面からも、簡素な同意手続とすることが考えられる。</p> <p>・今般の法改正主旨としては、給付の名目額が減額でないにもかかわらず、減額同意を取得が必要であることが定年延長の阻害要因となっていることに対する対応であると思料。給付の名目額が基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価であるならば、変更前と同額の場合も減額ではないとして差し支えないと考えられる。</p>
提案主体	一般社団法人生命保険協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能ですが、給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合には、従来の基準で給付の額の減額と判定される場合であっても、労働組合の同意を得ることで、給付の額の減額として取り扱わないことができることとしています。</p>	
該当法令等	<p>確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」第1の2</p>	
対応の分類	<p>対応不可</p>	
対応の概要	<p>「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(令和6年12月27日)を踏まえ、給付の額の減額は慎重な取扱いを要する中で、支給時期の後ろ倒しに伴う運用の機会損失などに留意が必要であることなどから、給付の名目額が増加することを要件としているほか、労使間の交渉ができる体制として、対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意があることを要件としています。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

働き方・人への投資 WG関連

番号:6

受付日	所管省庁への検討要請日	令和8年1月22日	回答取りまとめ日	令和8年2月19日
提案事項	従業員等に対する事業者へのマイナンバー提供の義務化			
具体的内容	事業者に対して、社会保障制度や税制等に関する書類にマイナンバーを記載することが法令上又は条例上義務とされていることから、従業員等に対して事業者へのマイナンバー提供を義務化していただきたい。			
提案理由	<p>事業者に対して、社会保障制度や税制等に関する書類にマイナンバーを記載することが法令上又は条例上義務とされているが、従業員等については事業者への提供が義務化されていないことから、事業者へマイナンバーを提供しない若しくは提供を拒まれるケースが発生している。</p> <p>これに対し事業者は、従業員等に法令又は条例で定められた義務であることを周知し提供を求めることとされているが、その提供の周知等が業務遂行上の負荷となっている状況である。</p> <p>マイナンバーの提供を受けられない場合における「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではないとされるものの、その周知・確認の行為自体について、提供を求める回数、記録の具体的な内容など対応の範囲が明確でないため、他の事例を参考に各企業の担当者判断で複数回実施するなど過剰な対応をしている可能性が十分にあり、業務遂行上の負荷となっているため、従業員等に対する事業者へのマイナンバー提供を義務化していただきたい。</p> <p>もしくは、経過等の記録の取り組みに関して、個別判断で過剰な対応にならないよう業務遂行上の負荷に配慮いただいた回数(1回のみ)や記録内容など対応の範囲を明確にしていきたい。</p>			
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会			

	所管省庁	デジタル庁財務省
制度の現状	<p>【マイナンバー提供の義務化:デジタル庁】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第14条第1項は、「個人番号利用事務等実施者(略)は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。」と規定しており、個人番号関係事務実施者である事業者等は、同項に基づき従業員等に個人番号の提供を求めることができます。</p> <p>【法定調書に関するFAQ:財務省】 国税庁ホームページで公表している、「法定調書に関するFAQ Q1-2」において、マイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではないと説明した上で、記録内容について、「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はないことを明らかにしています。</p>	
該当法令等	<p>【マイナンバー提供の義務化:デジタル庁】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第14条第1項</p> <p>【法定調書に関するFAQ:財務省】 国税庁 法定調書に関するFAQ Q1-2</p>	
対応の分類	<p>【マイナンバー提供の義務化:デジタル庁】 対応不可</p> <p>【法定調書に関するFAQ:財務省】 現行制度下で対応可能</p>	
対応の概要	<p>【マイナンバー提供の義務化:デジタル庁】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第14条第1項は、個人番号関係事務実施者である事業者等は従業員等に対して個人番号の提供を求めることができる旨を規定しておりますが、個人番号の提供を義務付けてはおりません。従業員等からの個人番号の提供に関する取扱いについては、各手続の性質を踏まえ、所管府省庁において判断されるものであることから、番号利用法において一律に個人番号の提供を義務付けることは適切ではありません。</p> <p>また、個人番号の提供を求めた経過等の記録についても、各手続の性質を踏まえて行う必要があることから、一律に提供を求めるべき回数や記録すべき具体的な内容等をお示しするのは困難です。そのため、社会保障制度や税制などの決められた書類に個人番号を記載することは、法令又は条例で定められた義務であることを引き続き周知し、提供を求めていただきますようお願いいたします。</p> <p>【法定調書に関するFAQ:財務省】 制度の現状に記載のとおり、記録内容については、事業者の方の業務遂行上の負荷にも配慮し、対応の範囲を明確にしております。</p>	

区分(案)	△
-------	---